

第4回産業連関技術会議 議事概要

1 日 時 平成 29 年 7 月 28 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 30

2 場 所 総務省第二庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(座長) 清水委員

(委員) 宇南山委員、菅委員、筑井委員、宮川委員

(審議協力者) 今井審議協力者、中村審議協力者

(関係府省庁) 内閣府 (経済社会総合研究所)、総務省統計委員会担当室 (肥後次長)、総務省 (統計局)、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(オブザーバー) 東京都

(事務局) 総務省 (政策統括官室)

4 議題

(1) 平成 27 年 (2015 年) 産業連関表作成基本要綱について

5 概要

(1) 平成 27 年 (2015 年) 産業連関表作成基本要綱について

総務省政策統括官室から、資料 1 及び資料 2 に基づき、平成 27 年産業連関表作成基本要綱の編集作業における基本的な考え方及び基本要綱の全体構成について説明があった。

本件について、質疑はなかった。

(2) SNA 関連事項の検討案

総務省政策統括官室から、資料 3 に基づき、SNA 関連事項に係る平成 23 年産業連関表での扱い、課題、平成 27 年産業連関表での対応について説明があった。

本件に関する質疑は、以下のとおり。

○ 平成 23 年表における特許等サービスの取扱いについては、「財産所得とみなしており、サービスの取得としては扱っていない。」がいいと思う。しかし、国民経済計算の 23 年基準において、特許等サービスはサービスの取得として扱うこととされたところ。このため、27 年表での対応の理由については、「取引基本表において従来どおり財産所得として扱い含めない」ではなく、国民経済計算に合わせサービスの取得にした上で基礎資料の制約から含めないといったようにすべきである。

→ 特許等サービスの受渡しは、企業会計上で計上されているので、把握できるものは把握すべきである。

→ 科学技術研究調査結果によれば、当期の受払が業種別に掲載されているが、その活用は可

能なのか。

→ 企業活動基本調査や科学技術研究調査において、特許等サービスの受渡しが把握されていることは承知しているが、当該統計の部門は企業単位の産業であり、また、その区分も大まかであるため、産業連関表の400～500部門全ての部門において特許等サービスの受渡しを推計することは難しい。したがって、今回、産業連関表の部門より集約した参考表を作成することとしており、その際の部門分割を行う上での参考にする。

→ 様々な統計から、特許サービスの受払いについて、部門別に把握することは最大の問題である。また、科学技術研究調査は、産業連関表に利活用するという観点で調査設計がなされていない。SNA体系は国際的に広く活用されているため、基礎統計や産業連関表もそれに沿って、整合的になるよう検討していく必要があるだろう。

→ 基礎統計も含めて、可能な範囲で検証を進めていきたい。

(3) 再生可能エネルギー部門について

経済産業省から、資料4に基づき、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）部門について、平成27年表の作成時においては制度の過渡期でもあり、まずは、固定資本マトリックスの資本形成部門に再エネ部門を創設する旨の説明があった。

本件に関する質疑は、以下のとおり。

○ 平成27年表の固定資本マトリックスにおいて、列に再エネ部門を創設することは、再エネの投入のほとんどが資本設備への投資であることから大きな前進である。

一方、「再エネの固定価格買取制度」など、制度面の対応を踏まえて、取引基本表で部門を立てる必要があるだろう。

また、家庭での太陽光発電のうち自家消費して余った電力を売ることは、持家の便益を推計する帰属家賃のイメージに近く、GDPとも関連するため、これも含め取引基本表における表章の検討が大事である。再エネに関する制度が固まっていないため、仕方ない側面もあるが、少なくとも平成32年表では、再エネ部門を取引基本表の部門に立ててほしい。

→ 再エネ4～5部門を個々に見ると、全て詳細に推計をすることは難しい。平成27年表では厳しいが、32年表に向けては、統計整備も兼ねて整理・検討していければと考えている。

→ 行部門まで細かく分ける必要があるという趣旨ではないが、家庭での太陽光発電という話は行部門と関係するだろう。部門を分割しなくても、実際に発生している以上、この点について考慮する必要がある。

→ 再エネの産出額は、現在は小さいとはいえ、従来そのまま電気部門に統合しておいてよいという話ではないと思う。できるだけ早く表章すべきである。

○ 平成27年表は、作成後4～5年間利用することになり、今後、重要性が増していくことを考えると、現時点の生産額が小さいため再エネの部門を立てないということは理由にならない

い。長期的視野に立ってできるだけ早急に、導入を検討すべきである。

また、再エネの設備投資の面で、輸入が相当多い。再エネ部門の導入に当たっての輸入状況の捕捉について検討されているのか。

さらに、今回、鷺津先生の作成した資料を参考にしているが、再エネ関連の産業連関表としては、横浜国立大学の本藤先生のグループも作成しており、その二つが、現在の目立った研究の動きである。両グループは、再エネの買取りに係る扱いが大きく違っているなので、それも併せて検討してはどうか。

最後に、再エネに関連して、自動車関連、特にEVの部品に関しての部門を分離するというのも、近い将来、検討を進めていただきたい。

→ 現状の産出額が小さいことから再エネの部門を立てないということではなく、制度面が大きく変わってきているので、それらがある程度定着した段階で検討していきたい。

また、設備投資の輸入状況については、貿易統計とIOのコンバータを作るため、国別の把握は可能であるが、完成品の輸入と、部品ごとの輸入では扱いは変わるので、そこは精査しなければならないと感じている。

自動車について、生産動態統計ではガソリン車とハイブリッド車で分けられてはいるが、EV単独では、現状の統計では分けられていない。そのため、一次統計側の整備が優先であろう。

○ EVへの移行は、産業全体への影響が大きいため、将来的にできるだけ早く分離することを視野に入れてほしい。

→ ヨーロッパ各国が、2040年までにすべてのガソリン車を廃止してEVに転換するとした最大の目的は、CO₂問題である。しかし、旧来型の発電により、EV用の電力を作る際、CO₂を発生させるのはいかなるものかという議論もある。経済統計の基本的議論を超えて、世界的な政策課題にも、適宜、応えられるような対応が必要ではないか。

→ 将来的な視点に立ち、一次統計を整備することが重要だと思うので、機会があれば、こちらからも原課に要望を出していきたい。

○ 家庭での太陽光発電は考慮されていないという話であったが、現状の産業連関表で、自宅で作られる電力はどこにも入らないのか。

→ 産業連関表上は、1000kw/h以上が自家発電の対象であり、小規模のものは捕捉されておらず、現状の産業連関表には家庭用は入っていない。ただ、今後、それらをどうするかについて、議論としてはあると思う。

→ 現在の産業連関表上の考え方は、自家発電した分は自家消費しているというもの。そうすると、一定以上の産出を自家消費以外に供給できる事業者とは違い、なかなか把握できないところはある。

- 規模が拡大すれば、将来的な部門分割の観点からも、参考表を作成するべきではないか。
- 家庭で余った電気を売る場合、物量ベースで電力の需給の整合を取る意味でも、現状で発生している以上は、取扱いの整理をすべきだろう。

- 平成 27 年表における再エネ部門は、本日報告された内容で取り扱うこととしたい。
ただし、平成 32 年表作成時で部門を設ける際に、再エネ部門の産出がかなり大きくなって
いけば納得できるが、統計整備が不十分で、その結果として、産出額が小さい場合は、統計の
信頼性にも関わる。その対応を含めて、担当部局で取り組んでほしい。

(4) 産業連関表の作成作業の効率化について

総務省政策統括官室から、資料 5 に基づき、平成 27 年産業連関表では速報の廃止、マトリックスの統計表及びインフレーター作成の推計作業を外部委託するなど、産業連関表の作成作業の効率化について説明があった。

本件について、質疑はなく了解された。

(5) 平成 27 年（2015 年）産業連関表作成基本要綱の変更点について

総務省政策統括官室から、資料 6 に基づき、平成 27 年産業連関表作成基本要綱の変更点について説明があった。

本件に関する質疑は、以下のとおり。

- 保育所部門は今後シェアが拡大する産業であることから、「保育所」を部門として新設したことは前進である。また、「家計外消費支出」の見直しについても、長年議論されていなかったことから、歓迎する。
- 平成 27 年表において、「保育所」が部門として新設されることは歓迎すべきことであるが、同部門の範囲は厚生労働省がカバーする部分だけで、認可外保育施設が社会福祉に含まれるなど、子供を預かるサービスにより部門が異なる。これについて、保育サービスとしての種類による統計の範囲も含め、分かりやすいように統計利用者の立場に立った今後の展望をお聞きしたい。
 - 保育の問題が重要視されているという実情や、幼保連携型認定こども園は学校教育として捉えること、また、制度が過渡的なこともあり、まずは保育所から分割した。いずれは、保育所に限らず子ども・子育て制度による保育事業を全てカバーする部門を立てるような形で目指すべきであると考えている。
 - 保育所部門について、「社会福祉」部門の(★★)、(★)、星なしから保育所部分をはがして一つの部門として立てた。この結果としての扱いについて、営業余剰にマイナスが大きく入るのであれば、GDPにも影響があるのではないか。むしろ、(★★)のみ列は分割する方が良いのではないか。これまで、そのようなケースはあったのか、また、今後どのように扱う考えなのか。

→ 「保育所」の表章方法は今後の検討課題であり、前回表において★付きの社会福祉部門に含まれている保育所は、今回もコスト積上げ方式とせざるを得ないだろう。今後、産業連関幹事会でも検討したい。

○ 福利厚生費のうち娯楽・スポーツ費を「雇用者所得」（その他の給与及び手当）に転換することについて、企業内部における福利厚生施設を、外部に運営の委託を求める場合、この種の福利厚生費が、雇用者所得に当たるのか、中間消費に当たるのか、検討しておいた方がよい。

→ 本来、雇用者所得に当たる娯楽・スポーツ費を「家計外消費支出」から分離することは歓迎するが、残った「家計外消費支出」はSNAとの整合のため、中間投入に入れてよいのではないか。

→ 「家計外消費支出」については、従来から、波及効果を生じるような性質のものではないため、中間消費ではなく、最終消費として扱っている。ただし、国民経済計算との整合性をより求められることとなる、供給・使用表体系への移行においてどう捉えるかを含めて広く考えていきたい。

→ 家計外消費支出の福利厚生費の補足として、68SNAでは、スポーツへの支出が中間消費で、それ以降は雇用者報酬となっているという説明であったが、93SNA以降も、社内運動会や社員旅行のような雇用主も参加する娯楽・スポーツ費を、現物による賃金、俸給に入れてよいわけではなく、本来はその全てを雇用者報酬とすべきではない。

その上で、社員旅行や社内運動会の支出が減っていたこと、2008SNAマニュアルで明示的に「スポーツ、娯楽、その他の休暇用施設」は雇用者報酬として扱うこととされていることから、今回、娯楽・スポーツ費を雇用者所得に含めるという処理も可能だと思う。

一方、自社が社内のカフェテラスに出資し、それが、企業の収益にプラスになっているような娯楽・スポーツ費の場合は、娯楽・スポーツ費を雇用者所得に含める処理が適切かどうか分からないことになる。

○ 「事業用原子力発電」と「水力・その他の事業用発電」の統合理由について、平成27年に発電実績のある原子力発電所が1事業所であるため、統計技術上の秘匿ということとあるが、その事情を知らなければ、疑問を持つ人もいよう。今後、原子力発電所が再稼働していけば、次回表以降で「事業用原子力発電」を再び部門として立てるのかという問題もある。稼働停止中の原子力発電所にかかる、点検・保守費用を考慮する必要があるのではないか。

→ 過去には工業統計において、震災により1事業所しか稼働しない部門は、別部門に取り込んで計上していた。震災復興後にほかの事業所が再稼働を始めると、部門を分離・別掲して元に戻していた。

そのため、「事業用原子力発電」を意図的に消したのではなく、秘匿措置をする必要があるため統合したという注記を加えた上で、27年表において統合された原子力部門を再び分離・別掲する必要があるだろう。

また、原子力発電所の保守・点検費は、別の問題だろう。保守・点検だけを部門として立てられるか。

- 保守・点検費は、原子力部門に入らないとすれば、どこに入るのか。費用だけを計上して、営業余剰がマイナスで、産出は0ということになると思うが、どこかで入れたほうがよいだろう。
 - 将来、原子力発電部門として分離・別掲する場合、廃炉は通常の保守・管理に入れてよいのか。
 - 廃炉に至るまではいくつかのプロセスをたどると思われる。実際、廃炉作業が始まれば、産業連関表上どのように表章するか。環境汚染物質のように、負のアウトプットに絡めても、廃炉については難しいと思われる。
 - 原発に係るインフラの更新はどう扱うか。
 - それらは終末費用として「国内総固定資本形成」に計上される。償却には複数パターンがあるが、現在の産業連関表上、どの部門が廃炉を表章するか。それを整理した上で、固定資本マトリックスの計上を行い、減価償却として産業連関表上の投入構造に入れるのがよいと思う。
- 「学校給食」部門について、貧困層に対する補助の一環という教育的な配慮はあるとしても、製造業から分離別掲して、教育的部門と統合することが妥当なのか疑問がある。
- I S I C上、学校給食は「飲食サービス」に含まれているものの、諸外国で提供される学校給食はカフェテリアスタイルということがある。そのため、日本で提供される学校給食はI S I Cで想定される学校給食と性質が異なり、「飲食サービス」と異なることから、消去法的に学校給食を教育部門に入れることとなった。
 - 「学校給食」の部門の範囲にはカフェテリアなどは含まれておらず、学校給食法により、学校給食の実施に当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために行うとされている。
- 日本の生産者価格は、控除可能な付加価値税を含んでおり、2008 S N Aの概念とずれがある。そのため、23 ページの(1)基本価格の2008 S N Aによる定義式と(1)アで示される表現とでは矛盾があるように見える。
- ご指摘のとおりだが、日本の消費税は、控除可能な諸外国と異なり、簡易課税制度など様々な仕組があるため、消費税を控除することは難しいとされてきた。国際的にみれば、控除することが適切とも考えられるが、控除することは難しく精度も十分確保できないなどの問題もあり、生産者価格に含むといった整理をしたものとする。
 - 国際比較をする際に、基本価格表のケースではなく、いまだに生産者価格表で作っている

ところもある。その際、完全グロス表示でないものとの比較があるかもしれない。そのため、SNAの本来の基準に合った生産者価格表も作れるのであれば、参考表として考えてほしい。

→ 基本価格表を作成するに当たり、具体的な推計方法は今後も検討したい。

(了)